

日置川漁業協同組合 和内共第 20 号五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

新				旧			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第 7 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、女性はあゆ年券 4,000 円（消費税込み）及びあまご年券 3,000 円（消費税込み）、肢体不自由者は次の表の額の二分の一に相当する額とする（オンラインシステムによる場合を除く。）。また、18 歳以下の者が、年齢を証する証明書（学生証、免許証等）を携帯している時に限り、あゆ友釣及びあまご竿釣について無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする（消費税込み）。				第 7 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、女性はあゆ年券 4,000 円（消費税込み）及びあまご年券 3,000 円（消費税込み）、肢体不自由者は次の表の額の二分の一に相当する額とする（オンラインシステムによる場合を除く。）。また、18 歳以下の者が、年齢を証する証明書（学生証、免許証等）を携帯している時に限り、あゆ友釣及びあまご竿釣について無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする（消費税込み）。			
魚 種	漁具・漁法	遊漁料		魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ	友釣	1 日	<u>3,300 円</u>	あ ゆ	友釣	1 日	<u>3,000 円</u>
		1 年	<u>11,000 円</u>			1 年	<u>10,000 円</u>
あまご	竿釣	1 日	2,000 円	あまご	竿釣	1 日	2,000 円
		1 年	5,000 円			1 年	5,000 円
うなぎ	竿釣、手釣、もんどり、延縄	1 日	2,000 円	うなぎ	竿釣、手釣、もんどり、延縄	1 日	2,000 円
		1 年	5,000 円			1 年	5,000 円
2 (略)				2 (略)			

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の遊漁料の額について、令和 7 年 1 2 月 3 1 日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

<u>魚 種</u>	<u>漁具・漁法</u>	<u>遊漁料</u>
<u>あ ゆ</u>	<u>友釣</u>	<u>1 日 3,000 円</u> <u>1 年 10,000 円</u>
<u>あまご</u>	<u>竿釣</u>	<u>1 日 2,000 円</u> <u>1 年 5,000 円</u>
<u>うなぎ</u>	<u>竿釣、手釣、もんどり</u> <u>延縄</u>	<u>1 日 2,000 円</u> <u>1 年 5,000 円</u>

(新 設)